

2008年度2月定例議会 予算特別委員会 各部局書面審査での日本共産党の質問と答弁
大要、他会派委員の質問項目、追加議案についての本会議討論を紹介します。

農林水産部・・・1

新井進議員の追加議案討論・・・7

2008年度予算特別委員会 **農林水産部**書面審査 2008年3月6日

新井 進（日本共産党、京都市北区）

漁業関係での原油高騰対策について

【新井】原油価格の高騰があらゆる分野に影響している。漁業者のところにも打撃が大きくなって、もともと魚価の低迷でやっていけないという声があるところに、原油価格の高騰で、少々の漁では出ただけで赤字になってしまうと漁に出ない人があるという話も漁協関係者の皆さんからお聞きするが、現状の把握はどうなっているのか。同時に、今度の新しい予算で農家向けには緊急対策なども言われているが、漁業者向けの緊急対策を含めて予算案の中身で新しい取り組みがあれば、教えてください。

【農林水産部長】現状についてだが、主力漁業が定置網ということで、漁場まで距離が近く、漁獲量もある程度見込めるということであり、今、定置網について大きな声はお聞きしていない。ただ、底引き漁業については、船が当然出てくるので、それについての声は一定聞いているが、そのなかで漁業者の方自ら、例えば軽油からA重油に変換しているとか、行き先をちょっと考えているというようなことをお聞きしている。また、イカ釣りとか一本釣りを行なうモーター船でも影響が少し出ているとお伺いしている。

対策だが、現在、国においていくつかの施策、事業が組まれている。例えば沿岸漁業の改善資金とか、公庫のセーフティネット資金とか、国ないしは政府系の金融機関の事業、あるいは系統団体で信用漁業協同組合連合会でも燃油高騰にかかる特別対策の融資制度を設けているが、今のところ特段、相談を受けてはいないと聞いている。

私どもとしては、こうした国、こういう系統の制度があるので、それについて周知をして活用いただければと考えている。

【新井】認識がだいぶ甘いなという気がする。一回、漁協関係のところずっと部長もまわっていただいたらどうかと思う。というのは、確かに定置網の場合は漁場が近いが、一本釣りの場合などは出ていかれる。そういう漁業が現実には北部でやられているわけで、例えば船でやられている方は、軽油であれば、去年の今頃は40数円、今は80数円か90数円まで、倍以上になっている。一回出たら10万円ぐらい燃料代に要る。10万円以上の水揚げがなかったら、出ないほうがましということになる。そうなってくると、もともと年金プラス漁業で生活されている方も多く、結局、収入がなくなってしまうという事態に追い込まれている。原油価格高騰をなんとかしてほしいというのが現実の声になっている。

鳥取県のある漁協では、漁協として高騰分を補助する、それを自治体が支援するという新しい仕組みをつくられてきている。なぜかという、国の制度は実際には使えないからだ。今までのセーフティネット資金も多分活用はゼロだと思う。国が新しく出した省エネ推進協議会の活動支援対策、これも多分、5人以上のグループができないとダメですから、使われていないと思う。実際的には、漁協、やられている方への支援

策を検討してほしい。

もう一つは、ガソリンが値上がりしている。船外機を使っている漁師さんが増えているなかで、船外機の場合はガソリンになっており、免税がない。軽油の場合は免税があり、これもなんとかならないかとの声が出ているが、ここらの実情は、今の部長の答弁を聞いていると、つかんでおられない感じがするが、そこは、対策も含めてどうなのか。

【農林水産部長】私も、丹後、舞鶴の方に何回も行っており、漁業関係者の方々から直接話を伺っている。先ほども申し上げたように、もちろん情報の違いはあるが、影響があることはお伺いしている。対策は、先ほど申し上げたとおり、まずはそういう制度をお使いいただくことを第一に考えており、今後、漁業者の方、漁業団体、系統団体の制度の話もしたが、そういうところの声も十分お聞きしながら考えたい。

【新井】いま「制度を使って」と言われたが、その制度自身が使えないという声が出ている。先ほど紹介した、一つは軽油の値上がり分について漁協とも相談していただいて支援が講じられないのか、検討いただきたい。もう一つはガソリンについて漁業などの場合に免税軽油と同じような扱いも含めた検討を国に対しても求めていただきたいと思う。もともと漁獲高が大幅に減って、漁業がますます大変になっていく事態をどうくいよめるかということではがんばっていただきたい。

まき網船団の違法操業について

【新井】もう一点は、まき網漁業と沿岸漁業の関係ですが、丹後半島の沖合いでまき網船団が違法な操業をおこなっているのではないかと。3 マイルの線が引かれているが、その境目ぐらいのところ、ブリなどを大量に持って行って、定置網に入っていないという声も聞かれるが、この点の実情と対策はどうなっているのか。また、こういう根こそぎ、大量に持っていきやり方が、漁業資源の管理・保護との関係でどうかということで、なんらかの対策があるのではないかと。沿岸の場合は漁礁をつくるなどで努力がされているが、まき網の場合もあるのではないかと漁業関係者から出ているが、その対策はどうなっているか。

【水産課長】まき網問題について答える。委員からあったように、まき網問題は沿岸漁業との競合があり、平成14年に、指摘があった違反に近いような事象があったということで、京都府も巡視船を持っているので、これを使った巡視を強化している。あわせて海上保安庁との連携をとった取り締まりもおこなっている。もう一つは、京都府の沿岸漁業者とまき網業者の経営者で話し合いをもち、申し合わせで、沿岸漁業者が操業している時間帯、漁場については操業を見合わせてほしいとされており、これはそれからきっちりと守られている。

【新井】違法な操業については、水産庁の権限であるので、海上保安庁とも連絡をとって厳格にやっていただきたい。同時に、まき網船団と沿岸漁業は関係あるわけだから、資源保護、資源管理という観点からも、申し合わせだけでなく、安定した組織にして、系統的に、まき網船団も、漁業資源の管理・保護にかかわる仕掛けをつくらないと、大量にとっていって終わりになってしまうので、ぜひ、仕組みづくりを含めて要望しておく。

自衛隊艦船と漁船の衝突事故について

【新井】もう一点は、この間問題になっている、自衛隊のイージス艦と漁船との衝突事故にかかわって、防衛省・自衛隊が真相隠しをしている問題を含めて、さまざまな意見があるが、徹底した真相解明が必要だと思う。そして問題は再発防止策、京都府知事と舞鶴市長とで舞鶴海上保安部に出してもらったが、水産の分野で、自衛艦と漁船との接触事故等を含めて、私の記憶だけでも97年に事故が起こっているが、そのほかも含めてどれくらいの事故が起こっているのか、つかんでいるか。

【水産課長】指摘のように、過去、自衛艦と漁船の関係の事故は、一つは底引き船の接触が1件、もう一つは養老か伊根で定置網に自衛艦が入った事故があったので、毎年10月から11月にかけて、自衛隊が日本海沖合いで演習をするときに、毎回、自衛隊の方に事故が起らないように万難を排してほしいという申し入れは毎年している。

【新井】いまもあった自衛艦「えだじま」と漁船との接触事故、「接触事故」と言われたが、実際はもう少し

で人命にかかわる、今回の事件のようになりかねないような事故が起こったし、定置網が引っ掛けられることも起こったが、それだけではなく、現地で聞くと、ほぼ毎日、自衛艦は全速で横を走り抜けていく、自衛艦の場合はへ先がとがっており、水深が深いから波が起こって漁船が転覆する恐れがある。逆に自衛艦は絶対に避けない。そこで漁をしていても、漁師の側が逃げろという対応をしてくる。ある方は、「自衛艦は舵がないのかと思うくらい、直進しかしてこない、結局小さい漁船が避けるのが筋だと思っている」。こういう対応が多くて、今回の事故が起こったときに多くの方が「起こるべくして起こった」と見ている。ここには、自衛艦が今回の場合、回避義務を怠ったことがはっきりしているが、日常的に「そのけそのけ」式で動いている事態が舞鶴の関係でもある。

漁業者のみなさんの中には、こういう事態をなんとかしてほしいという声が強まってきている。一番問題となっている一つは、自衛艦は黒く、灯りは小さいから、暗いときは漁船からは見えにくい。客船の場合は明るいからすぐわかると言われている。危険灯などの照明をもっと明るくできないかという声がある。もう一つは、自衛艦の航行に際しては、事前に情報を漁協などに知らせることができないのか、同時に、逆にその時々漁場が変わるわけで、この時期にはこの漁場に船がかたまっているというのは、事前に漁協から自衛隊に言ってそこは通らないようにしてもらおうとかの措置ができないか、という意見も出ている。それから、定置網漁やカニ漁のときに、訓練をするのはやめてほしい、漁場の近くではやらないでほしいという声がある。

一つひとつの問題について、もう少し、単に秋口のときの訓練にものを言うだけではなしに、こういう手立てを打ってほしいことも含めて、漁協関係者の意見もよく踏まえた申し入れをぜひ自衛隊にやってほしいと思うが、どうか。

【農林水産部長】先ほど課長からも答えたとおり、今回の事件については、母港が舞鶴ということもあり、直ちに要請を国にしたし、訓練のときには細心の注意を払ってほしいと。紹介した事例も起きたので、我々も口ずっぱく国に言っており、漁業者の皆さん方の生の声も十分お聞きしながら、国に対して必要なことは言っていきたい。

【新井】今の点は、ぜひ具体的な問題で、対応策を求めてほしい。安全を確保してほしいという一般論ではなしに、具体的に、先ほど言った、漁場の近くは、危険灯を大きくするとか、走らないとか、通らないとか、そういう具体的な措置を求めることをぜひやっていただき、漁業関係者の皆さんの安全を確保するためにいっそう努力いただきたいと申し上げて、終わる。

松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区）

丹後あじわいの郷について

【松尾】丹後あじわいの郷について伺います。副知事から答弁がありました。10年たって150万からの人々が訪れた丹後にとっては不可欠な施設だということですが、150万のうち3分の1くらいは開園の年、その翌年くらいで、後はずっとジリ貧の状況が続いて10万になり、今年は8万に落ち込むかもしれないと言われており、今後展望が持てるのか。なかなか大変だと思うんです。副知事は先程の答弁のなかで、効率的な運営をやっていく、あるいは地産地消という課題、テーマもふまえてやっていく、公的な役割もしっかり果たせるようにするというお話ですが、人が訪れて頂くことがなければ、どんなに高邁な目標を掲げても果たし得ないわけですから、そのところは一番問題だろうと思います。あの施設がリピーターがどんどん訪れてくれるような所なのかどうか、申し上げた経過からしても明らかだと思う。いっぺん行ってみようということで来られる人もあるが、それで終いということになり広がらないわけですから、この状態で、10年たった今、京都府としてどのように総括し今後やっていくのか。昨年末に検討委員会をスタートさせて地元の関係者の声や自治体の意見も聞いてしっかりやっていくというお話ですが、結論的にやっぱり難しい、展望を持ってないのではないかと私は指摘せざるを得ないのですが、見通しをどうもっておられるのか。

【農林水産部長】あじわいの郷は10年経つわけで、入園者の推移はご案内の通りだが、この10年間に1

50万人を集客した施設は、それはすごいものだと思っております。それだけの施設は他にあるかという、なかなかそれだけのものはそう簡単にはないわけです。あじわいの郷が地元を果たしてきた役割というのは先程も副知事から答弁させて頂いたように地産地消や公園としての魅力であるとか、雇用の面などをふまえると地元にとって不可欠な施設であると思っております。やっぱり、多くの府民を中心としたみなさん方に入って頂くことが最大の課題ではないかと思っております。どの地域から来て頂いている人が多いのかというアンケートもとり、先程、異委員からもあったように、地元のみなさんが多いということで、地元のみなさんがリピーターとして来て頂けるような公園の魅力をあげることが一つです。このための新年度予算として計上させて頂いているものがある。もう一つは、ゴールデンウィークから夏にかけて阪神地域のお客さんが多いということなので、そういったところにターゲットを絞って集客を強化するための営業活動を強化することも重要だと問題意識をもっており、あり方検討会などのご意見もふまえてそういった点に力を入れていきたい。

【松尾】 そういう方向に、展望が持てる状況に進めばいいと思うが、なかなかそれは難しいのではないかと気がしてならない。入り込み客数は申し上げた通りですし、雇用などもゴールデンウィークの頃は一定あるが、秋から冬はもうほとんど無いと言っている状況ですし、愛菜館、府漁連の店等の売り上げも月々、漁連関係などは20万円あまりというような、年間300万円ですから、これは大変です。愛菜館の方で年間1500万円ですから、月100万円余りということになりますね。地産地消をおっしゃいますが、フルーツ王国が一定その役割を果たしていることはあるかと思いますが、文字どおり、ある程度面的にそういう状況が広がっていくような状況は作れていないわけです。様々来られた方が今申し上げた額をお買いになるという程度ですから、これはこの際根本から考え直さなければならないのではないかと気がします。

部長ご承知と思うが、なぜ農林水産部が所管しているかということですが、これをつくる時は、丹後地域の農業振興のセンター的な役割を持たせると、特に国営の畑作の中心的な位置づけを持たせたわけです。集出荷機能も併せ持つとか、加工施設も置こうということでしたが、「西利」が進出するなかで加工施設は一切まかりならんと、塩漬けもできないということになったし、あるいはそこに売られているものもファーストフードが中心で地元からいろんなものを持って行って売るということも出来なくなっていると、こんなことで農業、地域振興にどれだけ役立つかわからないような運営内容になっています。これは、全国展開している株式会社ファームの営業方針が貫かれている。現に丹後でやっているのは丹後ファームですが、そういうファームを全国で19展開しているとお聞きしていますが、その方針が丹後でも生きていて、商品も全部回って来るというわけですから、ホテルの名前もユーラピアとなっているが、ドイツとかヨーロッパスタイルで、地域が中に入ってなじめるかということやそうでもないというものですから、農業公園とおっしゃいますが、それに相応しくないと、ここを根本からどう検討するのか。それが改まらないのなら、農林部がわざわざ所管することはないのではないかと。副知事がいらっしゃるので申し上げますが、京都府としてその辺を含めて大本から考え直す必要があるのではないかと。お答えください。

【小石原副知事】現在の状況については先程ご答弁させて頂いたとおりでして、150万人からあったのが、現在においては9万人を割る状態だと。従って、多くの方々にはいかに来て頂けるか、そういう施設を今後考えていかなければならない、課題だということかたちの中で、学識経験者、あるいは企業等を入れた新たな検討委員会をつくって、そのご意見を頂くなかで対応を考えていきたいと申し上げている。何もしなければ今の状態が続くわけです。そのようなことがないようにしたいと思っております。

【松尾】10年の節目をむかえているわけですし、年度末がファームとの契約改更の時期になりますね。ファーム自身も指摘されているような入り込み客のもとで経営的には大変だろうと思っております。側聞いたしますと、全国19展開しているなかでワースト1、2位だというような事もお聞きするわけで、丹後ファームは引き続き契約をもう一括り10年やっていくという意味は確認できているのですか。契約改更の準備はどういうように進んでいますか。

【農林水産部長】今現在は、あじわいの郷の管理はまずは財団法人が、京都府の今回の議案にも出しているように、まずは京都府が不動産の貸し付けをすると、そして、その中の公園の運営については京都丹後ファームがやっておるというような現状です。京都丹後ファームについてはこれまでの10年間の実績があり、経営ノウハウも持っておるということで、基本的にはそれをベースに考えて行くのかと思っておりますが、副知事からお答えしたとおり、これからあじわいの郷をどのように発展させていくのかという事について、あり

方検討会で十分にご意見を賜り、それを反映させていければと考えています。

【松尾】お聞きしていることにお答え頂きたい。この年度末3月31日で10年の契約が切れるんですよ。今おっしゃられた委託契約は毎年毎年行っている話でしょう。大本の契約が期限をむかえている今、目の前にして後の10年どうするのか、引き続きどうするのか、詰めた話があるはずだからお聞きしているということですから、難しく話が進んでいないということなのか。簡単に答えて下さい。

【農林水産部長】京都丹後ファームとの契約は財団法人あじわいの郷がやるわけですが、現段階では、経営ノウハウを持っている現在の形でやっていくものであると考えています。

【松尾】契約改更を目前にして、会社側が引き続きやっていくという意思表示がきっちりやられて、その上でどうするかという詰めが行なわれているのかという主旨でお聞きしているがお答えがない。なかなかそれは難しいということなのかと受けとらざるを得ない。いずれにしても、この際、京都府としてどうするのか、はっきりと抜本的な検討を強く求めます。

関連して一点お聞きします。「西利」に広大な土地をお貸しになっているが、全部で7000㎡からございます。年間の地代が96万円、月にすると8万円となるが、私は近傍類似の地価がどれくらいで、地代がどれくらいということは全然わかりませんので、あの7000㎡からの土地、一部山林はありますが、月8万円、年間96万円というのはいかにもどういう賃料かという気がするが、これはどういう判断ですか。

【農村振興課長】財団から「西利」さんへの土地の貸し付けであります。年に今委員がおっしゃった額でこの単価基準については、京都府の普通財産の貸し付け基準により、平成10年の開設時から、府の普通財産の貸し付け基準に基づく単価により適正な価格で契約をしているものです。

【松尾】貸し付け基準がどのようになっているかは私は全く存じませんので、判断はいたしかねますが、常識判断で7000㎡の貸し借りが丹後地域であるのか、おそらくそういったことはないだろうし、そういった規模の問題も含めて判断しようがありませんが、あまりにも常識的にどうかと思えるような金額だと思いますので、これは改めて検討して頂くように求めておきます。

試験研究機関の統廃合問題について

【松尾】試験研究機関の統廃合問題について平成17年度の包括外部監査で農業関係試験研究機関の統合が提言されて2年が経ちました。この間、一定検討が進んでいると思いますがわかる範囲でお答えください。提言では、農業総合研究所、農業資源研究センター、丹後の農研、茶業研究所の4つを併存しているというのはいかにもおかしいではないかと、近畿近隣各県をみたら、農業関係だけではなくに林業も含めて一本化してやっていると、一人京都だけどうなっているのかとの厳しい指摘になっているわけです。そこで、統合とは何も組織的に単一にし一つのところへ集めよということではないとも包括監査の指摘では言っていますが、しかし、水産、林業、あるいは農業は試験研究の内容も異なり、地域性ということも非常に重要な要素ですので、簡単にはいかないとしますし、先程も「丹後こしひかり」特Aの話がでましたが、やっぱり丹後ならではの研究が必要なわけで、それで特A復活を果たしたということですから、これも試験研究の役割のいい意義付けが如実に現れている例だと私は思います。そういう点もふまえてどう検討しておられるのかお答えください。

【農林水産部長】試験研究機関については、現在いろんな観点からの検討が必要だろうということで、京都のおかれている状況、全国の各都道府県のいろんな動きをふまえながら鋭意検討を進めている真っ最中です。

【松尾】試験研究機関の役割については今指摘しましたが、大事なものですので、しっかり検討して、関係者はもちろん地域の合意が得られるような方向付けを明確に出していただきたいと思います。また、統合・配合という際には必ず職員の削減が出てくるわけですが、今年の府の方針をみていまして農林がターゲットになっているのではないかという気が私はしており、いかななものかと思っているが、試験研究機関についてはその点も留意をしていただきたいということをお求めおきます。

飼料米の定着促進の取組みについて

【松尾】最後に、畜産の配合飼料高の中で経営危機、破滅が叫ばれるというような状況も出ています。国のほうも一定対応は出しているが、その中で飼料米の定着促進を図ることが大変強調され、これは今までなかったことですので、私は大いに歓迎ですけれども、京都府としてそれに対応する対策をしっかりとやっていただきたいと思います。部長はご存知だと思いますが、南丹振興局が地域資源循環型畜産の確立協議会を先日スタートさせたし、滋賀県でも耕畜連携組織をつくりこの取組を進めていくことになっています。ぜひ京都府もしっかりとやっていただきたいと思いますがお答えください。

【農林水産部長】飼料米等、稲藁も含めてですが、その生産については耕畜連携のもとで双方のニーズ等をよくよくお聞きしながら、京都府としては推進の立場で考えていきたいと思っています。

【松尾】当然そういう方向でしっかりとやっていただきたいということを強く求めますが、その際、米を家畜の飼料、特に牛の飼料として使ったという経験を畜産農家は持っていないんです。にわとりは現に食べています。少したまごの黄身が薄くなるからということでカロチン系のものを入れて、とうもろこしの皮などはいいわけですがやっているわけです。牛はそれが無いということですので、畜産農家にしたら、自分のところで単味の飼料を買って自分のところで自家配合をやって、このえさが一番いい肉がとれるんだと自信を持ってやっておられる農家は少なくないんですね。そういう中で、いきなり米を使いなさいという話が出てきてもなかなか使えないということがありますので、畜産センターでしっかりテストをして、牛に1年、2年食べさせて、それは大丈夫だという、米の飼料としての給与を確立していただきたい。お答えください。

【地協理事】飼料米を肥育牛に食べさせるということですが、文献を調べたら平成11年から15年にかけて岐阜県の畜産研究所で肥育牛の配合飼料に30%の割合で飼料米を給与すると、これはとうもろこしに置き換えると、とうもろこしの半分の量に相当するが、飼料用の籾を粉砕する、もう一方では圧片加工するという2種類を給与するという中で、増体性や菜食性に問題はなかったですし、また、脂肪交雑についても問題ないということは試験的に出ています。京都府では、飼料米を与えた試験まではやっていませんが、例えば脂肪交雑を上げるためにビタミンCを添加するというようなことは過去にやったことはありますが、そういった餌米を配合飼料に給与して肥育のデータは他にも名古屋大学の経験がありますが、そういうことを今後も畜産農家へも普及をして、そういう方向が取り組めるように検討をしていきたいと思っています。

【松尾】しっかりとやって、畜産農家が安心してそういう方向で取り組めるように強く求めて終わります。

【他会派の行った質疑のテーマ】

■諸岡 美津（公明党、京都市右京区）

農業振興と環境問題、学校給食と地産地消について

■佐々木 幹夫（創生、綾部市）

京野菜の知的財産権保護について

■前波 健史（自民党、京都市伏見区）

農地バンク、巨椋池排水路建設事業について

■巽 昭（自民党、京丹後市）

コメの生産調整、飼料米生産、丹後あじわいの郷について

■中島 則明（民主党、舞鶴市）

鳥獣害対策、農機具購入への支援について

■島田 正則（自民党、木津川市・相楽郡）

緊急農家支援事業、コメ生産支援について

■田中 健志（民主党、京都市中京区）

食の安心、啓蒙活動について

■林 正樹（公明党、京都市山科区）

新規就農支援、農業大学校、小水力発電について

■上田 秀男（新政、南丹市及び京丹波町）

中山間地直接支払い事業、農地・水・環境対策、林業振興について

■尾形 賢（自民党、京田辺市及び綴喜郡）

茶業振興、飼料米生産について

■荒巻 隆三（自民党、京都市東山区）

林業振興について

■中小路 健吾（民主党、長岡京市・大山崎町）

過疎地域の集落活性化支援、森とみどりの公社について

■熊谷 哲（民主党、京都市右京区）

花空けいはんなの活用、農地バンクについて

- 2月定例府議会は3月10日、補正予算など28件の追加提出議案を議決する本会議を開催しました。日本共産党府会議員団は新井進議員が討論に立ち、破たんした学研都市の第3セクター、「株式会社けいはんな」の再建にかかわる「負担付き寄附受入れ及び財産の無償貸与の件」に反対し、他の27件に賛成する立場を明らかにしました。採決の結果、「株式会社けいはんな」再建関連議案は日本共産党だけが反対の賛成多数で、他の27件は全会一致で可決されました。次に、新井進議員の討論を紹介します。

2月定例会 追加議案についての本会議討論

新井 進（日本共産党、京都市北区） 2008年3月10日

日本共産党の新井進です。私は、日本共産党議員団を代表して、ただいま議題となっています議案28件のうち、第58号議案 負担付寄附受入れ及び財産の無償貸付の件に反対し、他の議案27件に賛成する立場から討論を行います。

まず、32号議案、一般会計補正予算案には、賛成するものですが、この中に含まれています「教員免許管理システム開発費8500万円」の予算案には反対であり、この予算の執行は行わないように求めるものです。

教員免許管理システムの開発は、「教員の免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」にもとづき、教員の免許状に10年の有効期間を定め、講習終了を免許更新の条件とした管理システムを整備しようとするものです。10年で教員の免許が切れるというやり方は、教員の身分の安定と保障を求めた教員の地位に関するILO・ユネスコの勧告にも反するもので、教員を不安定な身分におくとともに、国家の統制のもとに置くようにするものです。

この免許の更新制について、京都大学の研究員によるアンケート調査では、現場の教員の59%が反対、大学生も68%が不安に思い26%が反対しています。これから団塊世代の教員が大量に退職し、優秀な人材を教員として採用しなければならないときに、教職につくことを希望する学生に、不安を覚えさせるような制度を作ることはまったく逆行するものです。

しかも、本府の教育長も参加されている全国都道府県教育長協議会が、制度設計等について意見を出されており、教育長も文教委員会の審議の中で、「慎重に検討してほしいという意見を出していたが、結果として制度化された。正直もろ手を挙げて賛成ということではなかった」とも述べられています。

以上のことからみても、国のこうした現場の実情と意思を無視したやり方に抗議するとともに、この予算案には反対し、その執行は留保するよう求めるものです。

次に、第58号議案、学研都市の「株式会社けいはんな」にかかわる問題です。今回、議案としては、民事再生を申請した「株式会社けいはんな」の経営再生計画の一環として、「けいはんな」からラボ棟などの負担付寄附を受け、これを10年間無償で「けいはんな」に貸し付けるというものです。

まず、第一にこの「株式会社けいはんな」が、今日、なぜ100億円もの負債を抱える事態になったのか、また、この株式会社に15億円の府民の税金を出資し、副知事を取締役に送ってきた本府の責任はどうか。理事者として議会と府民に対し、この最も求められている問題について、責任逃れの答弁が繰り返されるだけで、まともな責任ある説明は、なんらされませんでした。

それどころか、すでに指摘してきたとおり、99年には「経営内容は年々改善されている」と答弁、昨年の予算委員会でも猿渡副知事が「少しずつ借金は返していける事業体になってきている」と事実を覆い隠す答弁を繰り返し、行ってきたのです。その結果が100億円の負債をかかえ、民事再生の申請という事態になっ

ているのです。この責任はどうなるのか。これについても、なんの反省もありませんでした。

いま知事をはじめ理事者には、府民の税金を 15 億円も消滅させたことへの責任が問われているのです。このことを厳しく指摘するものです。

第二に、今回の議案は、「株式会社けいはんな」の「再生計画」の一環をなすものであり、他の計画が行き詰めれば、この議案についても執行ができないものとなっています。このことから当然、全体の「再生計画」についても詳しく報告し、議会で議論をすべきものです。ところが、「株式会社けいはんな」の取締役でもある猿渡副知事は、「見込みどおり収益を上げられない場合には、第一義的には社債を購入される方が、そのリスクを負われることとなる。そういう厳しい目でチェックが入っていると聞いている。」「顧問の弁護士が厳しくチェックをされていると伺っている。」とあいまいな答弁を繰り返し、議会への詳細な説明を逃れようとする態度に終始しました。猿渡副知事のこうした態度は、議会を軽視するものであり、許されるものではありません。こうしたまともに説明責任を果たそうとしない理事者の姿勢のため、今回の「再生計画」によって「株式会社けいはんな」が、10 年間で社債 20 億円を返済し、ラボ棟等の大規模改修なども含め、長期にわたって安定した経営ができる事業体になっていくのかどうかについては、きわめて不透明であり、その保障があるとはどうも認められません。

第三に、今回の措置によって今後の本府の負担、府民負担がどうなるのかという問題です。今回の無償貸付の期限が終わる 10 年後には、ラボ棟やホールが築 25 年となり、大規模改修が必要な時期に入ります。こうした改修や維持のための費用負担について、副知事は、「一般的な原則に基づいて話し合わせていく」と答弁しました。これは、将来の新たな負担を「株式会社けいはんな」が責任を持つのではなく、府民の負担で行う方向であることを示すものです。このように、これらの施設を本府が引き受けることは、今後に大きな負担が必要になるというものです。財政が厳しいと府民に犠牲を押し付けているもとであらたな負担をかかえるものであり、絶対、認められるものではありません。

第四に、学研都市の文化学術研究交流事業等の公共的公益的機能については、学研建設推進法に定めがあり、法第 2 条では、文化学術研究交流事業等に「必要な施設の設置及び運営を行う」ことを目的とした株式会社を認めるとしています。法は明確に施設の設置を求めているのです。ところが「けいはんな」が、この事業の中核的施設となるラボ棟やホールなどを放棄し、これをもたない会社となっても、この法 2 条に定める会社と言えるのかという問題です。これについて副知事は「法律上の問題はないと伺っている」と答弁されましたが、「建設計画」ではラボ棟や研究支援センターなどを必要な設備としているわけで、この設備を持たない「会社」を、法に規定する「会社」とするには相当な無理があり、その場しのぎの法解釈であるといわなければなりません。

学研都市建設を国家的プロジェクトといい、交流事業が公共的公益的に重要というのなら、この際、地元自治体に責任と負担を負わせる「三セク方式」の株式会社ではなく、国の責任で再生させる道へと転換すべきです。そのために、知事も府民負担を増やす方向でなく、国にその責任を果たすよう求めるべきです。

以上、第 58 号議案に反対する理由を述べましたが、もともと、この「株式会社けいはんな」が設立されたのが 1988 年で、「けいはんなプラザ」が完成したのが 1993 年です。この間にバブルがはじけ、学研都市開発を見直すべきであったにもかかわらず、用地を造れば学術研究施設が進出してきてくれると造成を続け、それを前提にした「株式会社けいはんな」の事業計画を推し進めてきたことに最大の問題があります。こうした学研都市開発事業全般の見直しを求めるとともに、第 58 号議案については反対であることを申し上げ、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。